

東京都エコ農産物認証生産者の意識からみた制度の現状と課題 Issues of the Tokyo Metropolitan Government Eco Agricultural Product Certification System Considered from Interviews of Certificated Farmers

○藤川智紀¹⁾，石和田風果²⁾

FUJIKAWA Tomonori, ISHIWATA Fuuka

1. はじめに

東京都は安全・安心な農産物を消費者に届けるとともに環境に負荷をかけない農業を推進することを目的として、独自の東京都エコ農産物認証制度を 2014 年度より開始した。この制度は従前の東京都特別栽培農産物認証制度（2003 年～2015 年実施）と東京都エコファーマー認定制度（2000 年～2014 年実施）を基に、より農家や消費者に使いやすい制度として定められたもので、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物に対して認証を与えるものである。具体的には、都が都内の通常の栽培における化学合成農薬と化学肥料の使用実態を調査して定めた慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物に対して化学合成農薬と化学肥料の削減割合が 25%以上（エコ 25）、50%以上（エコ 50）、不使用（エコ 100）の 3 区分で認証している。東京都は認証制度の推進のために、認証農産物の安全性を確認し PR する他、農産物の栽培状況を確認するとともに残留農薬分析を実施して都のホームページで情報提供をすることとなっている。生産者は認証生産者として認証農産物に認証マーク（図）をつけて販売することができ、東京都は認証農産物の PR に努め、販路拡大のため、食品事業者や消費者へ認証マークと制度の周知を図ることが定められている。同様の認証制度である「大阪エコ農産物・泉州さかい育ち」に関する研究（藤原ら，2004）では、農家が認証制度を販路拡大や直売上での売り上げ向上の材料としてとらえていることが示されているが、東京都の制度については調査例が少ない。そこで本研究では、東京都エコ農産物認証生産者への聞き取りをおこない認証制度の現状と課題、制度が生産者に及ぼす効果について明らかにすることを目的とした。



図 東京都エコ農産物
認証マーク

2. 調査対象および項目

調査は東京都エコ農産物認証を受けている国分寺市の農家 2 件，府中市，世田谷区の農家各 4 件の計 10 件の農家に対して実施した。各農家の情報を表に示す。どの農家も、自宅または JA の直売所を主な出荷先としており、一部スーパーマーケットや野菜宅配業者などにも出荷していた。

調査項目は、①制度に参加したきっかけ、②制度認証後に感じるメリット、③制度認証後に感じるデメリット、④制度に参加して気付いた事や提案される改善案、⑤3 つの区分（エコ 25、50、100）に対する考えの 5 項目とした。個別農家への対面での質問形式とし、調査は 2017 年 9 月 5 日～11 月 14 日に行った。

3. 結果および考察

「①制度に参加したきっかけ」について、ほぼ半数の 6 件が前歴のエコファーマーからの移行であった。エコファーマーから移行した農家の中には、有機 JAS の導入との比較の結果、エコ農産物認証の方が現時点での栽培方針に適していると判断したものも見られた。

¹⁾ 東京農業大学 Tokyo University of Agriculture ,

²⁾ 東京都港湾局 Bureau of Port and Harbor, Tokyo Metropolitan Government
キーワード 都市農業 有機農業 GAP

表 調査対象農家

市区	農家名	主な認証対象農産物	認証区分	認証栽培面積
国分寺市	K-1	キュウリ トマト ナス ニンジン	エコ25	370 a
	K-2	サトイモ ジャガイモ トマト	エコ25	130 a
府中市	C-1	オクラ キュウリ ナス モロヘイヤ	エコ25	19 a
	C-2	コマツナ	エコ25	64 a
	C-3	非結球レタス レタス	エコ25	15 a
	C-4	コマツナ	エコ25	(不明)
世田谷区	S-1	サトイモ ニンジン ジャガイモ	エコ50	9 a
	S-2	エダマメ コマツナ ニンジン	エコ50	12 a
	S-3	カリフラワー ミズナ 非結球レタス	エコ100	3 a
	S-4	コマツナ ダイコン ブロッコリー	エコ50	10 a

エコファーマーを経ずにエコ農産物認証制度に参加した農家のきっかけとしては、自身の有機栽培への取り組みの証拠とする考えや、肥料や資材購入時の行政（市区）の補助に魅力を感じたことなどが挙げられた。

「②制度認証後のメリット」としては、認証マークを付けることによる差別化に意義を感じている農家が過半数おり（6件）、直売では消費者との直接のやりとりの中でPR効果を実感している農家もみられるなど、最も本認証制度に期待される効果がある程度実感されていることが示された。そのほかのメリットとしては、栽培に対して責任を感じる様になった（生産意識の向上：3件）や他の認証農家や普及員とのコミュニケーションのきっかけとなった（周囲との連携の強化：3件）との意見も聞かれた。

「③制度認証後に感じるデメリット」、「④制度に参加して気付いた事や提案される改善案」については、知名度の低さおよび価格へ反映できないことへの問題がほとんどの農家（9件）から指摘された。その原因として、農家からは認証の可否や区分の基準となる「慣行使用基準」の説明が難しいこと、さらにその25%、50%という数字の意味を説明しにくいことなどが挙げられた。知名度の低さに対しては、行政によるPRを期待する意見が多かった。作業上の問題として、農産物への認証シール貼りや作業報告書の作成に対して負担が大きいことを挙げている農家も見られた一方、認証マークを印刷した袋を用意したり、数件の農家で報告書を作成する様な工夫で労力を削減している農家も見られた。

「⑤3つの区分に対する考え」については、国分寺市、府中市のエコ25の認証農家からは、特に葉物野菜でエコ50以上の農薬の削減が不可能である、またはエコ50で栽培をすることは可能かも知れないが気象状況など不安を感じるとの意見が聞かれた。一方、世田谷区のエコ50、エコ100認証農家からは作業的にエコ25と50の差は小さく、エコ25の区分自体が不要ではないかとの意見が挙げられた。区分の違いによる栽培管理の難易度については栽培面積や栽培品種が影響していると考えられ、さらに、近隣の住民の意識、購買力も農家の区分選択に影響を与えると考えられる。

4. まとめ

東京都エコ農産物の認証生産者に聞き取りをおこない、認証制度の効果について検討した。認証生産者は認証制度により近隣の住民を中心とした消費者への差別化の効果を感じている一方で、制度の周知や理解に対しては不十分だと感じていることが明らかになった。行政も含めた制度のPR活動を進めるとともに、より分かりやすい制度への改善、例えば名称を含めた区分の見直しなどが期待される。また、今回指摘された制度を通じた周囲との情報交換、連携については新規就農者の支援などにも積極的に活用が期待された。

本研究を実施するにあたり、東京都産業労働局振興課（当時）の吉田滋実氏、赤神沙織氏に調査および情報分析を協力頂いた。記して感謝の意を表します。